

令和8年9月17日

公益社団法人知多市シルバー人材センターハラスメントの防止に関する 基本方針

1 基本的な考え方

公益社団法人知多市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）は、役職員および会員が互いに尊重し、安心して働ける健全な職場環境を維持するため、ハラスメント防止を重要な課題と位置付けます。

センターはいかなる形態のハラスメントも容認せず、ハラスメントが発生した場合には速やかに対応し、再発防止に努めます。

また、お客様からのご意見・ご要望には誠意をもって対応しますが、役職員・会員の尊厳や安全を損なう不当な言動については毅然と対応します。

2 ハラスメントの定義

センターでは、以下の行為をハラスメントと定義し、これを禁止します。

- (1) パワーハラスメント 職務上の地位や権限を利用した不当な言動
- (2) カスタマーハラスメント 顧客等からの社会通念上不当な要求や言動
- (3) セクシュアルハラスメント 性的な言動により職場環境を害する行為
- (4) 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント 妊娠・出産、育児・介護に関する差別的な言動
- (5) その他のハラスメント 職場の秩序や人間関係に悪影響を与える言動

3 相談窓口の設置

センターは、ハラスメントに関する相談窓口をセンター事務局に設置します。窓口では、複数の役職員が対応し、相談者のプライバシーを尊重しつつ、適切な対応を行います。

- (1) 相談対応者 役職員（相談者の意向により適切に対応する。）
- (2) 対応範囲 役職員、会員、顧客、取引先等のセンターに関係するすべての方

4 教育・啓発

役職員・会員がハラスメントについて正しく理解できるよう、研修や啓発活動等を実施します。方針はセンターのホームページ等を通じて周知します。

5 相談・苦情への対応

ハラスメントの相談や苦情が寄せられた場合、センターは迅速かつ適切に対応します。必要に応じて、懲戒処分や就業の停止等の措置とともに、事案発生の原因を分析し、再発防止策を講じます。

6 お客様へのお願い

お客様からのご意見・ご要望につきましては、真摯に受け止め、誠意をもって対応しております。しかしながら、万が一お客様においてカスタマーハラスメントに該当する行為がありましたら、本方針に沿って対応いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

7 プライバシーと秘密の保護

ハラスメントに関する相談に対応する役職員は、関係者のプライバシー及び秘密の保護を徹底します。相談内容や処理過程で知り得た情報は厳重に管理し、不利益な取扱いが生じないように配慮します。

8 方針の見直し

センターは、社会的な状況の変化に応じて、ハラスメント防止方針を定期的に見直し、継続的な改善を図ります。